

一般社団法人 日本溶接協会 圧力設備サステナブル保安部会
規格原案作成委員会 解釈の問い合わせ対応要領

2024年1月10日
2024年6月19日改定1

1. 適用範囲

この要領は、一般社団法人 日本溶接協会（以下、協会という）圧力設備サステナブル保安部会 規格原案作成委員会が作成した次の2つの規格に関する解釈の問い合わせ対応に適用する。

- (1) WES 9801 特定認定高度保安実施者による保安検査基準（コンビナート等保安規則関係）
- (2) WES 9802 圧力設備の維持管理基準

2. 解釈の問い合わせの定義

供用中の圧力設備に規格を適用するにあたり、規格の使用者が規格の内容について理解を深めるためのもので、次のようなものが該当する。

- (1) 制定されている規格の根拠
- (2) 使用者の技術的解釈に間違いがないかの確認
- (3) 言葉の言い回しなど、解釈しづらい文章の確認 等

3. 解釈の問い合わせの取扱い

3.1 取扱い窓口

圧力設備サステナブル保安部会 事務局とする。

3.2 解釈の問い合わせの表明

- (1) 解釈の問い合わせをする者（以下、申立者という）は、解釈の問い合わせ書（付-1）を協会ホームページの圧力設備サステナブル保安部会規格の『規格のお問い合わせなど』に従い提出するものとする。なお、文書には必要に応じて、解釈の問い合わせ内容を補足する関連資料を添付する。
- (2) 協会職員は、解釈の問い合わせを妨げてはならない。

3.3 解釈の問い合わせの受付

- (1) 事務局は、解釈の問い合わせがあった場合はこれを受け付ける。なお、申立者の誤解に基づく場合があるため、解釈の問い合わせの受付に当たっては、必要に応じて確認のための解釈の問い合わせ者にてして質問し詳細説明を要求することがある。この確認の結果、解釈の問い合わせが誤解に基づくものであることが明らかになった場合は、4項以下の処理は不要とする。

(2) 文書以外によって問い合わせられた場合や、匿名など申立者が特定できない場合には、原則として受付けない。

(3) 事務局は、申立者に当該案件の受領を通知し、申立者から提出された申立書を圧力設備サステナブル保安部会 部会長に提出する。

4. 解釈の問い合わせの登録

(1) 事務局が申請書の内容を確認、受付番号を付与した上で、解釈の問い合わせリスト（付-2）に登録する。

(2) 圧力設備サステナブル保安部会 部会長は、5.項以降の手順により処理する。

5. 解釈の問い合わせの処理

5.1 解釈の問い合わせに対する対応手順

対応は規格原案作成委員会（以下、委員会と言う。）で行い、委員会の開催または書面審議にて、以下の流れで解釈の問い合わせの回答を作成する。

(1) 部会長は、委員会の委員長と相談し、委員会開催または書面審議を決定し、事務局に連絡する。

(2) 事務局は、WG 主査に回答案提示可能日を確認する。

(3) 事務局は、WG での回答案提示可能日をもとに、委員会開催の場合は開催日時を調整する。

(4) 審議の流れは『規格原案作成委員会規則』の第12条（委員会の審査手順）に従うが、それぞれの日数については、委員長と相談の上、短縮しても構わない。

(5) 書面審議の場合は、WG にて作成した回答案に対するコメントが出尽くし・調整が完了した時点で議決をとる。事務局は各委員からの賛成・反対をまとめるとともに、それらを記載した書面（メールで可）を修正ができない状態で永久保存する。

5.2 解釈の問い合わせの回答及び記録

(1) 事務局は、委員会の決定に基づき、申立者へ審議の予定および解釈の問い合わせの回答をそれぞれ決定した時点において書面で回答する。

(2) 事務局は、解釈の問い合わせリストに記録する。

6. 解釈の問い合わせの公開

解釈の問い合わせの回答を、協会のホームページにより公開する。

雑則

本要領の改廃は、部会幹事会で調整し部会総会の議決を経て承認される。

以 上

解釈の問い合わせ書

下記規格について解釈の問い合わせをします。

記入日：____年____月____日

申立者：_____

勤務先：_____

所属部署・役職：_____

連絡先住所：（〒 - ）

Tel. : _____

e-mail : _____

問い合わせの内容

【具体的に示して記述して下さい。欄が不足の場合は、別に資料を添付して下さい。】

規格名称：_____

一般社団法人日本溶接協会 使用欄

受付日：

備考

受付番号：

解釈の問い合わせリスト

受付番号	受付日	規格名称	ページ 項目・表番号	問い合わせの内容	回答内容及び回答日	備 考

